

宮城県社会福祉審議会について

平成31年4月1日現在

- 1 趣 旨 社会福祉に関する事項を調査審議するための宮城県社会福祉審議会を設置する。
【社会福祉法第7条第1項(昭和26年法律第45号)及び宮城県社会福祉審議解条例第1条】
- 2 委員の構成 県議会の議員, 社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 定 数 25人以内【宮城県社会福祉審議会条例第3条第1項】
- 4 任 期 3年【宮城県社会福祉審議会条例第3条第2項】
- 5 構 成

宮城県社会福祉審議会
(保健福祉総務課)

民生委員審査専門分科会
(社会福祉課)

民生・児童委員の委嘱・解嘱に伴う候補者の審査
【社会福祉法第11条第1項】

身体障害者福祉専門分科会
【社会福祉法第11条第1項】

審査部会
(障害福祉課)

身体障害者福祉法第15条第1項による医師の指定
身体障害者福祉法別表による障害程度の認定
【社会福祉施行令第3条】

自立支援医療機関指定部会
(障害福祉課)

障害者自立支援法第54条第2項による自立支援医療機関
【社会福祉審議会条例第7条第1項】

児童福祉専門分科会
【社会福祉審議会条例第6条第1項第1号】
(子ども・家庭支援課)

育成部会
(共同参画社会推進課)

児童の健全育成に関する事項
【社会福祉審議会条例第7条第1項】
有害図書・有害興行の指定等, 青少年健全育成条例の施

母子父子養護部会
(子ども・家庭支援課)

里親・職親の認定, 母子・寡婦福祉資金の貸付停止及び償還免除, 身元保証契約等
【社会福祉審議会条例第7条第1項】

保健部会
(子ども・家庭支援課)

母子保健に関する事項
【社会福祉審議会条例第7条第1項】

児童措置部会
(子ども・家庭支援課)

児童の施設入所等の措置決定・解除, 虐待による児童の死亡事例に関する事項
【社会福祉審議会条例第7条第1項】

保育所設置認可部会
(子育て社会推進室)

保育所の設置認可に関する事項
【社会福祉審議会条例第7条第1項】

認可外保育施設等における
死亡事故等検証部会
(子育て社会推進室)

認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における死亡事故等の事実関係の把握, 発生原因の分析及び必要な再発防止策等の検討
【社会福祉審議会条例第7条第1項】

老人福祉専門分科会
(長寿社会政策課)

老人の福祉に関する事項
【社会福祉審議会条例第6条第1項第2号】